

令和 7 年（2025 年） 7 月 23 日現在

【建設水道部 移住定住推進課】

個人情報の漏えいのおそれについて

移住定住推進課において、メールの誤送信による個人情報の漏えいのおそれに関する事案。

1 事案の概要

- (1) 発生日 令和 7 年（2025 年） 7 月 14 日（月）
- (2) 発覚日 令和 7 年（2025 年） 7 月 15 日（火）
- (3) 発生事案 漏えいのおそれ
- (4) 事実経過

ア 概要

移住定住推進課で事業を行っている補助金の交付に係る業務の遂行に当たり、当該補助金の申請者に対し申請書類等の修正を依頼するため、当該申請書類等をメールに添付し送信した際に、メールアドレスを誤って入力したため、漏えいのおそれが生じたもの。

※誤送信したメールアドレスが実際に使用されているかは不明だが、長野県セキュリティクラウド（メールの受信状況を確認できる機関）に確認したところ、メール自体は届いていることを確認した。

イ 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）

- ① 7 月 14 日 午後 5 時 40 分頃

職員が補助金の申請者に申請書類の一式を添付したメールを送信した。

- ② 7 月 15 日 午後 2 時頃

申請者が市役所に来庁されたため、メールの受信を確認したところ、申請者にメールが届いていないことがわかった。

- ③ 同日 午後 5 時頃

職員が前日に送信したメールを確認したところ、メールアドレスを誤って入力していることを確認した。（他の業務の対応のため、午後 2 時に申請者からメールが届いていないことを聞き取ってからメールを確認するまでに時間が空いた。）

- ④ 同日 午後 5 時 50 分頃

誤ったメールアドレス宛に、誤送信の謝罪と連絡をいただきたい旨のメールを送信した。（7 月 23 日現在返信はない）

- ⑤ 同日 午後6時30分頃
申請者宅に訪問し、経過を説明し謝罪した。
- ⑥ 7月16日 理事者、総務課へ報告
- ⑦ 7月18日 個人情報保護委員会へ報告
- ⑧ 7月19日 申請者宅に訪問(2回目)
個人情報保護委員会への報告内容について説明

2 漏えいが発生したおそれがある個人情報の項目

(1) 氏名	(11) 雇用保険被保険者番号
(2) 生年月日	(12) 市町村民税納税金額
(3) 性別	
(4) 現住所	
(5) 居住履歴	
(6) 電話番号	
(7) メールアドレス	
(8) 勤務先の名称	
(9) 勤務先の所在地	
(10) 口座情報	

3 発生原因

(1) 原因

メールの誤送付

(2) 詳細

メールを送る際に、担当者がメールアドレスの確認を十分に行わなかった。また、複数人での確認をしていなかった。

市の個人情報の取扱いに関するマニュアルでは、個人情報をメールで送信することは原則として禁止としているが、業務上必要で、やむを得ず個人情報を含むメールを外部へ送信する際は、所属長に承認を得て、原則としてメールソフトのアドレス帳に登録したアドレスに送信することとしており、アドレス帳に登録のないアドレスに送信する場合は、複数人で確認を行うことを定めているが、徹底されていなかった。

4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

- (1) 誤送付した情報を基に、本人に訪問、電話、郵便、メール等が行われるおそれ
- (2) 口座情報等を悪用されるおそれ